



戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集事業

概要

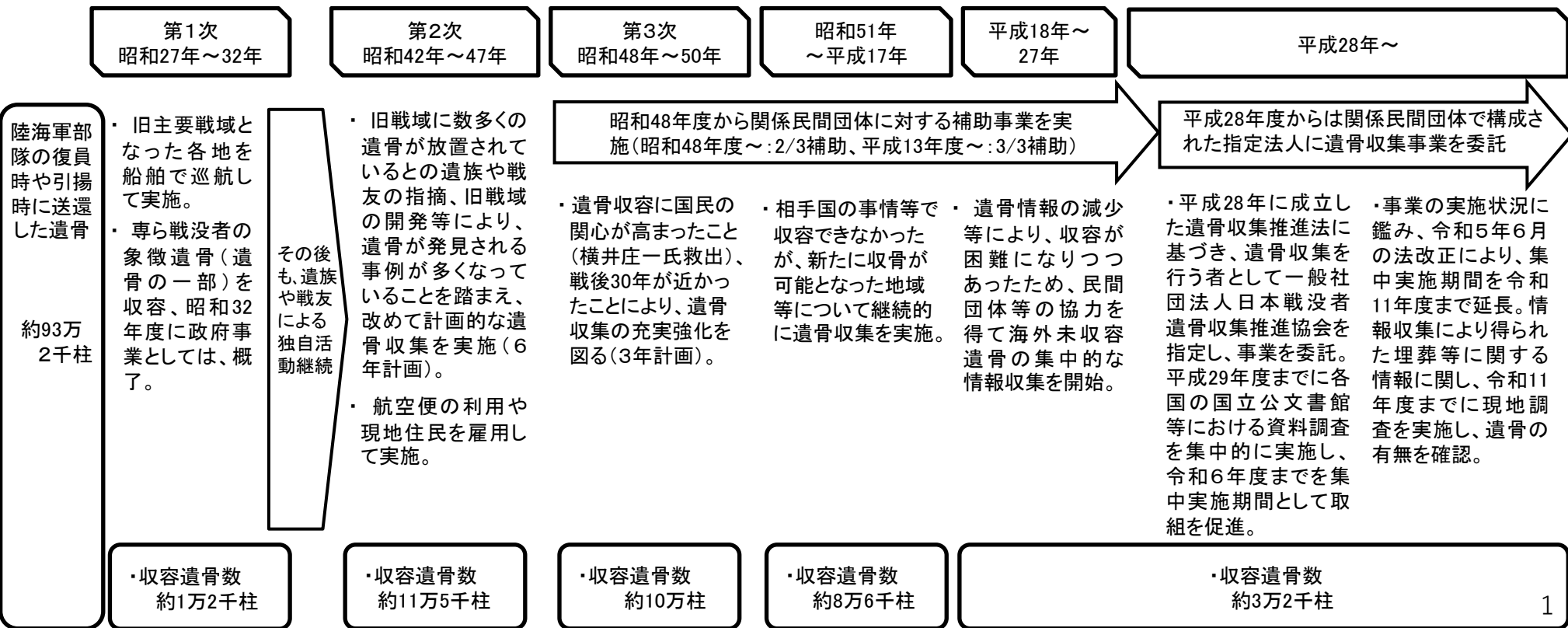
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

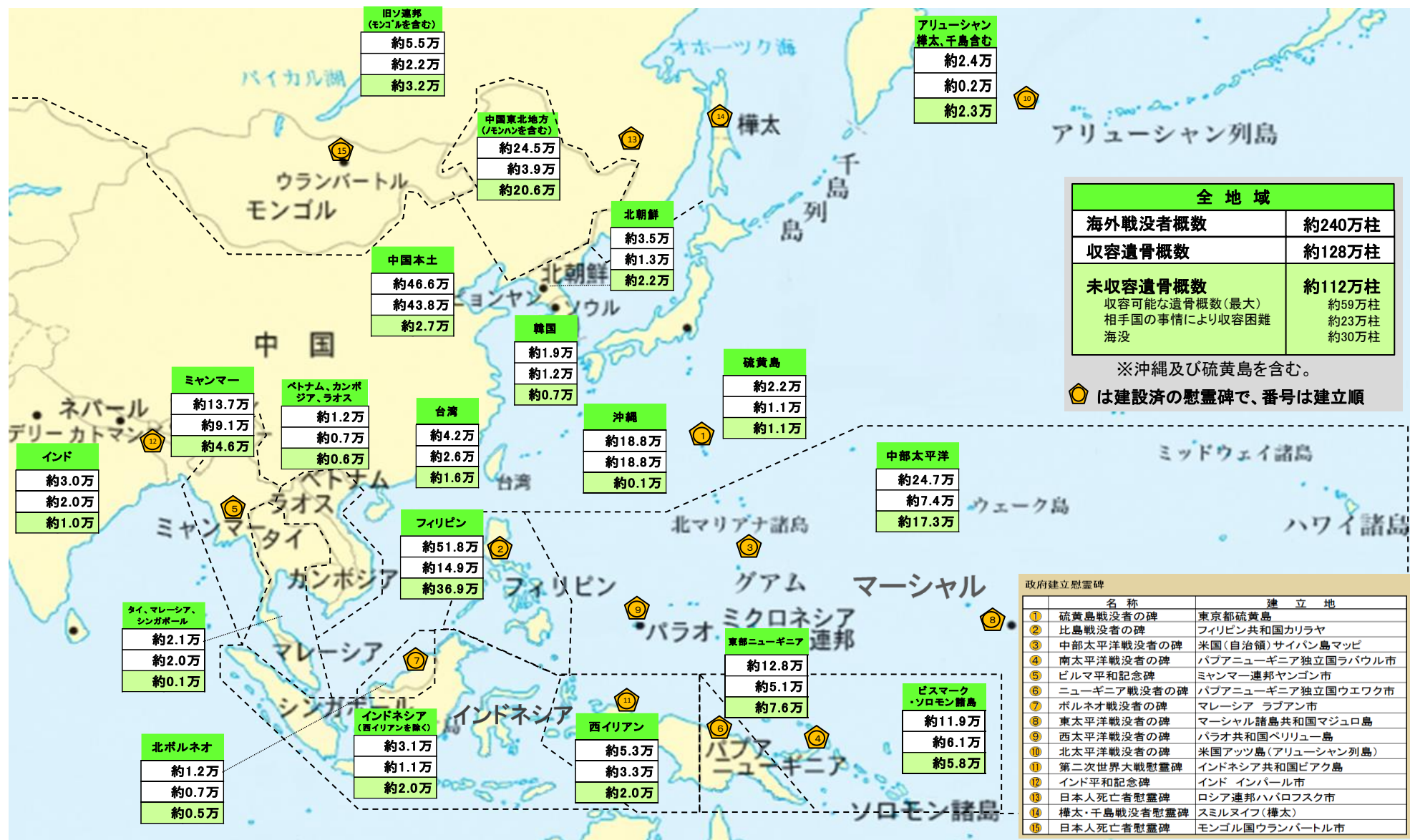
(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和7年1月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和7年1月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和7年1月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
旧ソ連			1	13	50
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	0	0	1	13	50

【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
硫 黄 島	46	24	75	66	33
	46	24	75	66	33
沖 縄	57	49	46	60	
	57	49	46	60	
中部太平洋		195	74	149	562
	2			2	24
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー					
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					9
西イリアン					
フィリピン				3	11
東部ニューギニア			23	26	60

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
 - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注）令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。なおインドネシアについては、同国との協定でDNA抽出・解析は同国の研究機関で行うこととしていることから、上段には検体を同国に引き渡した数を記載している。

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ビスマーク・ソロモン諸島			1	187	168
					14
インド			7		
千島・樺太・アリューシャン					2
中国東北地方 (ノモンハンを含む)				21	21
台湾・北朝鮮・韓国					
バトナム・カボヅア・ラオス					7
その他					23
地域不明		2		4	
		2			
南方等 小計(柱)	103	270	226	516	896
	105	75	121	128	71
合計(柱)	103	270	227	516	946
	105	75	121	141	71

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和5年6月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第55号）が成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（平成28年度から令和6年度まで）が5年間延長され、令和11年度までとされた。
- ・ これを踏まえ、同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正し、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査等により得られた埋葬等に関する情報（※）について、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報（約3,300か所（令和4年3月末時点））、及び新たに取得する見込みの情報。
- ・ また、基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めている実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直し等についても反映を行った。
- ・ 今後は、抜本的な見直しに基づく取組の徹底を図りつつ、集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、基本計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組む。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきているが、現在、渡航中止勧告が発出されていることもあり、事業の実施が困難な状況。
- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの53埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- ・ 53埋葬地の名簿登載者数（令和7年1月末時点） 4,724名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報等に基づき埋葬地と推定される地点を対象として、令和6年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査（ギルバート諸島等17の地域を対象に計40回）及び遺骨収集（ギルバート諸島等16の地域を対象に計20回）を実施することとしている。

- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模壕等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

令和6年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

各国の入国制限等の現状(令和7年1月末現在)

- 遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。
※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。
- 「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))、レベル4(待避してください(退避勧告))が発出されており、現状、ロシアがレベル3以上に、また、ミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

令和6年度の派遣実績(令和7年1月末現在)

- 硫黄島の調査等及び遺骨収集
調査等を18回実施。遺骨収集を1回実施し33柱の遺骨を収容。※調査を4回、遺骨収集2回の派遣を中止(渇水の影響により事業実施が困難と判断)
- 沖縄の調査及び遺骨収集
沖縄県(戦没者遺骨収集情報センター)に委託して遺骨収集事業を実施。
- 海外の現地調査(29回)
マリアナ諸島4回、マーシャル諸島1回、パラオ諸島4回、トラック諸島1回、ウルシー環礁1回、フィリピン2回、ミャンマー2回、インド1回、インドネシア2回、ベトナム1回、東部ニューギニア4回、ビスマーク・ソロモン諸島3回、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回、モンゴル(ノモンハン)1回、アッツ島1回、計29回の現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。
- 海外の遺骨収集(22回)
マリアナ諸島3回(遺骨24柱/検体381柱相当)、マーシャル諸島1回(検体13柱相当)、パラオ諸島1回(検体142柱相当)、トラック諸島1回(検体17柱相当)、ウルシー環礁1回(検体8柱相当)、フィリピン2回(検体11柱相当)、バングラデシュ1回(検体23柱相当)、インドネシア2回(検体9柱相当)、ベトナム1回(検体7柱相当)、東部ニューギニア3回(検体60柱相当)、ビスマーク・ソロモン諸島1回(遺骨14柱/検体167柱相当)、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)2回(検体50柱相当)、モンゴル(ノモンハン)1回(検体21柱相当)、アッツ島1回(検体2柱相当)、ニュージーランド1回(検体2柱相当)、計22回の遺骨収集を実施し、マリアナ諸島及びビスマーク・ソロモン諸島において、計38柱の遺骨を送還。また、マリアナ諸島、他14地域においては、913柱相当の検体を送還。
- 遺骨収集の実施に向け、遺骨収集の対象国と厚生労働省による対面又はオンラインによる協議を実施。

令和6年度の今後の取組(令和7年2月以降)

- 海外派遣は、海外危険情報などの現地情勢を踏まえながら計画的に実施。
【現地調査】(8地域8回)……ギルバート諸島、マリアナ諸島、パラオ諸島、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、インド及び東部ニューギニアを実施予定。
【遺骨収集】(8地域8回)……マリアナ諸島、トラック諸島、フィリピン、インドネシア、インド、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島及びオーストラリアを実施予定。
- 国内の硫黄島及び沖縄についても、計画的に事業を実施。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,710柱 未収容遺骨概数:11,190柱(令和7年1月末現在)

概況

- ・ 硫黄島においては、関係省庁の連携のもと、遺骨収集事業を実施している。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで151回遺骨収集を実施している。

＜収容遺骨数の推移＞

(単位:柱数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容遺骨数	46	24	75	66	33

＜派遣回数数の推移＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査等	20	22	21	22	18(※1)
収集	3	2	4	3	1(※2)

(※1) 令和7年1月末現在の実績値。今後も調査等派遣を実施予定。

(※2) 令和7年1月末現在の実績値。令和6年度は4回の遺骨収集派遣を予定していたが、硫黄島の渇水の影響により第1回及び第2回遺骨収集は中止とした。

令和6年度の取組状況

- ・ 令和5年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ① 外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ② 平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③ 滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数: 188,136人 収容遺骨数: 187,643柱(うち、政府による収容遺骨数: 52,147柱) 未収容遺骨数: 493柱 (令和7年1月末時点)

概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省: 宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県: 県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収容する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収集が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,147柱の遺骨を収容した。
- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和6年度予算 約30百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティア活動の支援等について沖縄県に支出。

＜収容遺骨数の推移＞

(単位: 柱数)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
56	57	49	46	60



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)

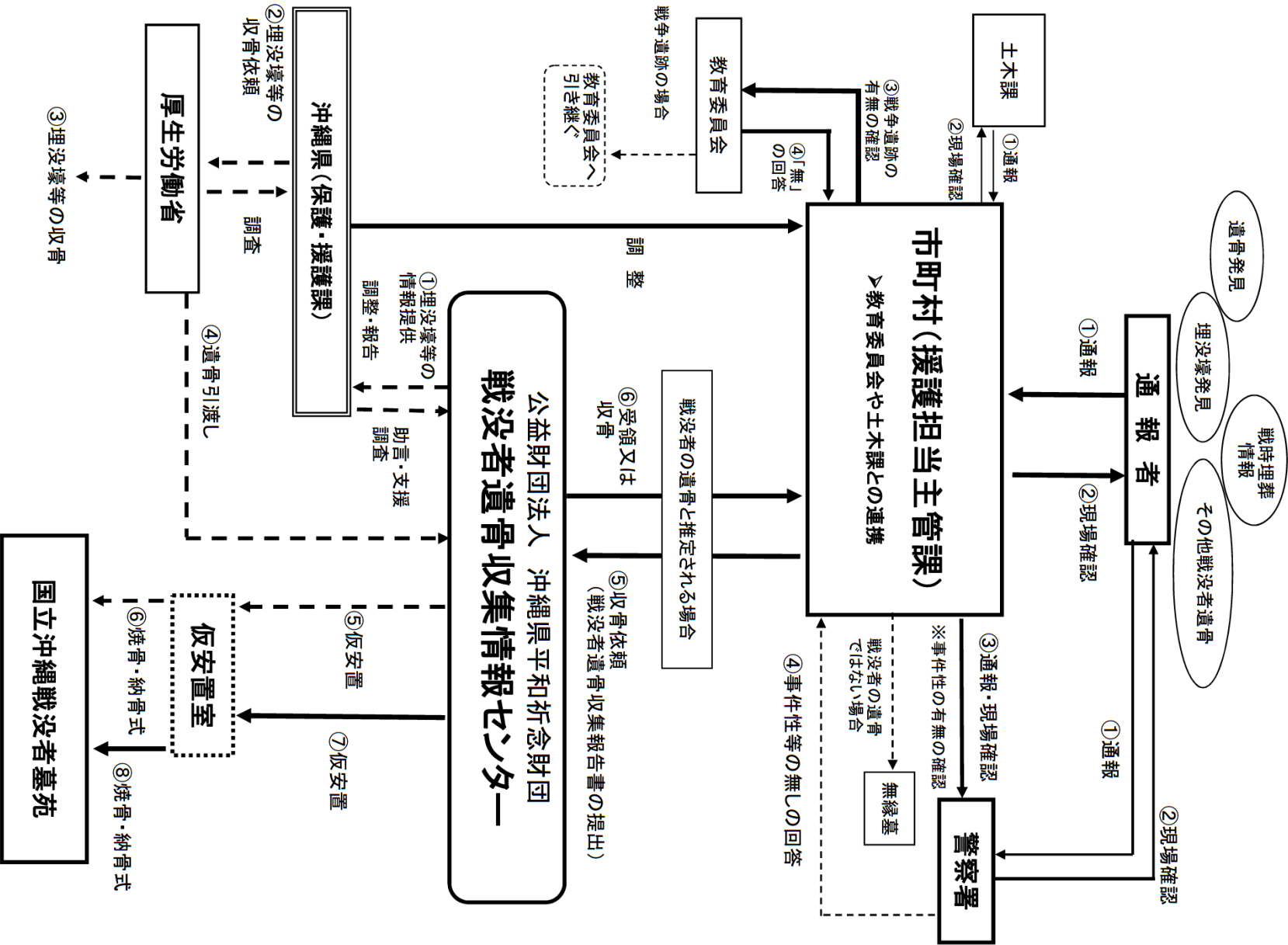


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

取組状況

- ・ 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地状況を踏まえ、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。令和7年1月～2月に旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施予定。

(沖縄県保護・援護課)



※通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主査課と同様に、警察署・教育委員会等の対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
旧ソ連 (ウズベギスタンを除く)	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 20,160柱 ・未収容遺骨概数 32,840柱	(ロシア) ・令和4年2月以降、外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況であり、派遣が実施できていない。 ・ロシアへの渡航が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、外務省及び在ロシア日本国大使館と連携し、随時情報収集を行う必要がある。 (カザフスタン共和国) ・令和6年5月～6月にかけて、遺骨収集事前協議・埋葬地調査を実施し、2か所の埋葬地にかかる遺骨収集の実施許可を得た。 ・令和6年8月～10月にかけて、カザフスタンにおいて2回の遺骨収集派遣を行い、DNA鑑定用の検体(50柱相当)を送還した。	(ロシア) ・「日本人ではないとされた遺骨」の返還や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 (カザフスタン共和国) ・令和7年度においても埋葬地調査を実施予定。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 2,000人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。	・今後は確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
ウズベキスタン (旧ソ連地域)	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に含む)	・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。また、2か所については埋葬地の所在が確認できていない。 ・2か所の埋葬地調査の実現に向けて、外務省等関係行政機関と連携し、ウズベキスタン共和国との協議等を行い、その結果を踏まえて、遺骨収集を推進する必要がある。 ・令和6年6月、埋葬地調査の実施等に関して、在ウズベキスタン日本大使館、ウズベキスタン外務省及び内務省の三者協議が行われた。 ・令和7年1月にウズベキスタン共和国政府と現地調査等についての協議を実施。	・今後も、ウズベキスタン共和国政府と継続的に現地調査等についての協議を実施していく予定である。

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
沖縄	・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,643柱 ・未収容遺骨数 493柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、遺骨を収容。 ・厚生労働省は、令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、令和5年3月に現地調査を実施し、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。 ・令和6年7月2日～5日、11月11日～15日に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取し、厚生労働省へ護送した。	・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。 ・令和7年1月～2月に旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施予定。 ・令和7年2月、3月に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取を実施予定。
硫黄島	・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,710柱 ・未収容遺骨概数 11,190柱	・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和6年度は33柱を収容。 - 第1回遺骨収集団（中止※） - 第2回遺骨収集団（中止※） - 第3回遺骨収集団 33柱 - 第4回遺骨収集団 ※令和6年7月、9月に実施を予定していた第1回及び第2回遺骨収集は、渇水の影響により中止とした。	・令和6年度は左記の「取組方針」に基づき令和6年4月24日に決定された「令和6年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、 1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施 2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容より確認された壕等からの遺骨収容の実施 3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施を行う。 ・令和7年2月から令和7年3月の間、調査を計3回実施予定。 ・令和7年1月～2月に遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
ギルバート諸島 ・ブタリタリ (マキン) ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下であり、DNA鑑定用の検体（令和元年度：162検体、令和5年度：408検体）を送還した ・令和6年11月にニュージーランドの大学にて所蔵している遺骨（キリバス（ベシオ）で収容との情報）について、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。	・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。 ・令和7年3月にブタリタリ（マキン）環礁で現地調査を実施予定。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱	・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島については、埋没戦車、集団埋葬地等、複数の遺骨情報を保有。 ・アンガウル島については、集団埋葬地の遺骨情報を保有。 ・令和6年5月及び9月のペリリュー島現地調査で集団埋葬地と思われる場所から遺骨が確認されたことから同地を集団埋葬地と判断。 ・令和6年7月にアンガウル島で現地調査を実施した。 ・令和6年12月にペリリュー島及びアンガウル島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（142柱相当）を送還した。	・ペリリュー島の集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていく。 ・令和7年2月にペリリュー島及びアンガウル島で現地調査・遺骨収集を実施予定。
ミクロネシア連邦 ・トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレアイ（メレヨン）環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・令和5年10月に沈没艦船「神国丸」、「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、「神国丸」からDNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還、令和6年2～3月に「清澄丸」からDNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。 ・令和6年6月に沈没艦船「愛国丸」、「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（愛国丸16柱相当、清澄丸1柱相当）を送還した。 ・令和7年1月にウルシー環礁で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（8柱相当）を送還した。	(チューク州（トラック諸島）) ・水曜島については地権者との合意が必要。 ・令和7年2月にトラック諸島で遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	<協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月に現地調査・遺骨収集を実施し、協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い5柱相当の遺骨からDNA鑑定用の検体を採取し日本に持ち帰った（検体以外の部位はフィリピン国立博物館に保管）。 ・当該5柱相当の遺骨について、令和6年7月の所属集団判定会議において日本人の遺骨であると判定された。 ・令和6年7月から8月にかけて実施した現地調査・遺骨収集では6柱相当、11月に実施した現地調査・遺骨収集では5柱相当の遺骨からDNA鑑定用の検体を採取し送還した。 <フィリピン国内保管遺骨への対応> ・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月から現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施し、令和6年10月に確認作業を終えた。	<協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・継続して事業が実施できるようフィリピン政府と協議を進める。 ・令和7年2月に現地調査・遺骨収集派遣を実施予定。 <日本送還済みの遺骨への対応> ・フィリピン政府と、日本人ではないとされた遺骨の返還について協議を進める。 <フィリピン国内保管遺骨への対応> ・形質の確認作業の実施結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
ベトナム・ラオス・カンボジア	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・ベトナム 令和6年7月に、ベトナムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（7柱相当）を送還した。 その他2件の保有情報あり（精査中）。 ・（その他地域）保有情報なし。	・情報精査の結果を踏まえ、今後の現地調査の実施を検討する。
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・（タイ）保有情報あり（2件、精査中）。 ・（マレーシア）保有情報あり（1件）。 ・（シンガポール）保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。	（タイ） ・現地調査の実施に向けて、情報の精査を行うとともに、関係機関と調整中。 （マレーシア、シンガポール） ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱	・令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・令和元年度に現地調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響やミャンマー情勢の悪化により事業が実施できていなかったが、外務省や在外公館と再開の可否について慎重に検討を行ったうえ、令和5年10月に職員を現地に派遣し、現地関係機関と事業再開に向けた協議を実施。令和6年1月、6月及び10～11月に現地調査を実施した。	・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。 ・日本人ではないとされた遺骨の返還について、ミャンマー側と協議を進める。 ・令和7年2月に現地調査を実施予定。
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱	・令和5年5月、マニプール州で暴動が発生。 ・令和5年10月、インド外務省より、「インド文化省人類学調査局とDPAAが遺骨の保管と取り扱いに関する文書を取り交わしている、日本とも同様の文書の取り交わしが必要」との意向が示された。 ・令和6年6月に、インド外務省との文書の取り交わしについて協議を行った。 ・令和6年11月にナガランド州で現地調査を実施した（マニプール州については現地情勢の悪化により、情勢が改善されるまでは実施を見送っている）。	・現地情勢や、文書の取り交わしの状況も踏まえ、段階的に事業を進める。 ・引き続き文書の取り交わしに向けた調整を進める。 ・令和7年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・CWGCやバングラデシュ政府と調整を続けた結果、令和6年度に実施許可が得られたことから、同年11月、マイナマティ戦争墓地において遺骨収集派遣を実施し、DNA鑑定用の検体（23柱相当）を送還した。	・もう1か所のチッタゴン戦争墓地については、今後、マイナマティ戦争墓地の収集及び鑑定結果を踏まえた実施計画を策定し、調整を進める。
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 ・現地調査の実施について、6月と11月にマレーシア国防省とオンライン会議を実施。次回日時は調整中。	・現地調査の実施に向け、マレーシア国防省と調整を進める。
インドネシア (西イリアン (西部ニューギニア等)を含む)	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。 ・令和6年5～6月に、現地調査・遺骨収集派遣を実施し、日本人戦没者の蓋然性が高い遺骨9柱相当を収容し、DNA抽出・解析のためジャカルタのインドネシア政府機関へ移送した。 ・令和6年7～8月に現地調査・遺骨収集派遣を実施。 ・令和6年11月のオンライン会議時、インドネシア政府機関よりDNA分析チームを編成し、DNA解析施設を民間施設に決定したと伝達されたため、DNA分析チームとの意見交換、DNA解析施設の視察のため、令和7年1月に協議等派遣を実施した。 ※両国間の協定に基づき、インドネシア政府機関においてDNA解析を行い、その解析データを踏まえて厚生労働省において日本人戦没者と判定された場合に、火葬のうえ日本へ御遺骨を送還する。	・令和7年3月に現地調査・遺骨収集を実施予定。 ・現行の協定が令和7年6月までとなるため、継続して事業が実施できるよう、協定延長に向けて外務省と調整を進める。

各地域の取組状況 ⑧

地域、	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱	・令和6年1月にDPAA管理下にある遺骨からDNA鑑定用の検体(2検体)を送還した。 ・令和6年5月に現地調査を実施した。 ・令和6年8～9月現地調査・遺骨収集を実施した。 ・令和6年11月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(51柱相当)を送還した。 ・令和6年11～12月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(9柱相当)を送還した。	・令和7年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,960柱 ・未収容遺骨概数 57,740柱	・令和6年1月にDPAA管理下にある遺骨(ガダルカナル島)からDNA鑑定用の検体(94検体)を送還した。 ・令和6年6～7月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。 ・令和6年8～9月にガダルカナル島・ニュージョージア島で現地調査を実施した。 ・令和6年9～10月にニューブリテン島で現地調査を実施した。 ・令和6年11月にニュージーランド国内の戦争博物館が所蔵している遺骨(ガダルカナル島で収容との情報)からDNA鑑定用の検体(1柱相当)を送還した。 ・令和6年12月にガダルカナル島で遺骨収集を実施し14柱の遺骨及びDNA鑑定用の検体(167柱相当)を送還した。	・令和7年2～3月にブーゲンビル島で遺骨収集を実施予定。 ・令和7年2月にオーストラリアの南オーストラリア博物館に保管されている日本人の蓋然性が高い遺骨(ソロモン諸島など)の検体送還を実施予定。

各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
樺太・千島	・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	・令和4年2月以降、外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況であり、派遣が実施できていない。 ・ロシアへの渡航が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、外務省及び在ロシア日本国大使館と連携し、随時情報収集を行う必要がある。 ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。	・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
韓国	・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱	・保有情報なし。 ・昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。	・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(13件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・遺骨情報に基づき、令和6年6月～7月に現地調査・遺骨収集を実施し21柱相当の検体を送還した。なお、本派遣では他に推定12柱の遺骨を収容・保管している。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・現地調査で発見し保管した推定12柱の遺骨について、形質鑑定の結果、日本人の蓋然性が高い場合は、令和7年度に検体を送還する予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッゼ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館から提供されたウォッゼ島の遺骨情報に基づき、ウォッゼ島を中心に遺骨収集を実施。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、DPAAに情報提供を求めているところ。同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米国側の許可取得が必要。 ・令和6年1月にDPAA管理下にある遺骨(クエゼリン島)からDNA鑑定用の検体(5検体)を送還した。 ・令和6年10月にウォッゼ島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(13柱相当)を送還した。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,530柱 ・未収容遺骨概数 4,970柱	・令和6年5月にサイパンで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(369柱相当)を送還した。 ・令和6年7月にグアムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(12柱相当)を送還した。 ・令和6年8～9月にテニアンで現地調査を実施。 ・令和6年10～11月にサイパンで現地調査・遺骨収集を実施し、24柱(テニアンで収容)の遺骨を送還した。	令和7年2～3月にテニアンで現地調査・遺骨収集を実施予定。
アリューシャン列島 (アッツ島)	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊場所、人員、食事等の確保など)への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・しかしながら、米国側と粘り強く交渉した結果、現地調査及び一部の埋葬地に限り遺骨収集の許可が出たため、令和6年8月に内務省・野生生物局の協力を得て16年ぶりに現地調査・遺骨収集を実施した。 ・その結果、推定2柱の遺骨を収容し、在アンカレジ領事事務所に保管した。 ・令和6年11月27日付けで、米国陸軍工兵隊と今後の遺骨収集事業実施に係る協力覚書を取り交わした。 ・令和7年1月に、令和6年8月に収容した遺骨の形質鑑定を実施し、DNA鑑定用の検体(2柱相当)を送還した。また、協力覚書に基づく調整会議を実施した。	・令和7年度に、協力覚書に基づく米国側による現地調査を実施予定。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
台湾	・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。	・保有情報あり（4件、精査中）。 ・外交上の問題のため、政府派遣による収集は実施されていない。 ・昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 ・令和7年1月に遺骨情報に関する確度を確認するため、現地関係者からの聞き取り調査を実施。	・今後もこれまで提供されている遺骨情報に関する確度を確認するため、現地関係者からの聞き取り調査等を行う予定。
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。北朝鮮側は、調査機関として特別調査委員会を設置。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和7年1月末日時点)	現状・課題 (令和7年1月末日時点)	今後の予定 (令和7年1月末日時点)
地域不明 ※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数 17柱	・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和6年3月に米国に職員を派遣し、同国の警察等が保管している遺骨について、DNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。	・その他、外務省等関係機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に派遣団を送り調査等を行う。
その他 海外資料調査	埋葬地点推定情報：1,829件	・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・令和4年度に、米国海軍設営隊資料館が保管する機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点等に関連する文書（4,486ファイル合計86,942枚）を調査し、日本人戦没者の埋葬地点等と思われる記載がある84枚の資料を取得した。 ・同館で取得した全ての資料を精査・分析した結果、令和5年7月にマーシャル諸島クエゼリン島の日本人墓地に関する位置情報（1件）が得られた。 ・その他、これまでに取得した資料を精査・分析した結果、令和5年6月にフィリピン（1件）及び西イリアン（2件）の情報が得られた。 ・これら情報については、今後の現地調査に活用することとしている。	・米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国立公文書館に対し、前回の調査後、機密指定解除となった日本人戦没者の埋葬等に関連する文書がないか確認を行ったところ、各館から該当文書は無い旨回答あり。 ・各国から有効な情報が得られた場合は、現地に職員等を派遣し、保管資料について調査を実施する。

保有する遺骨及び埋葬地情報の推移について

集中実施期間における現地調査

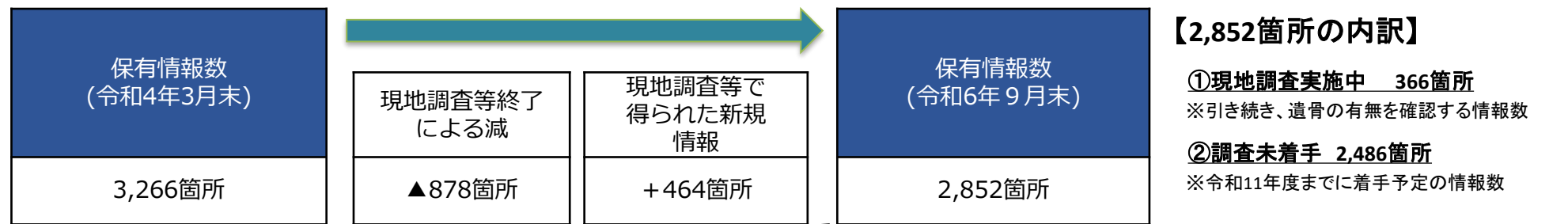
(参考)「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2)集中実施期間」より抜粋

(中略)今般の集中実施期間の延長を踏まえ、政府は、**これらの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できる場所のうち国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所(令和4年3月末時点)の情報及び新規に取得が見込まれる情報**に関し、**令和11年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施**するものとする。その上で、相手国政府等の協力を得ながら、我が国の戦没者の遺骨であることを確認し、その結果を踏まえて集中実施期間に一柱でも多くの戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

(※)「現地調査」は指定法人へ委託。指定法人は、各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施。

(※)指定法人は、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会。

保有情報の推移



南方等戦闘地域																								旧ソ連 等抑留 中死亡 者埋葬 地	
沖縄	マリア ナ諸島	フィリ ピン	東部 ニュー ギニア	ビス マ・ク・ソ ロモン 諸島	ミャン マー	インド ネシア	インド	パラオ 諸島	マー シャル 諸島	米国	中国本 土	北ボル ネオ	台湾	バング ラデ シュ	オー ス トラ リア	トラク ク諸島	タイ	モンゴ ル	ベトナム	樺太・ 千島 (北樺 太を除 く)	マレー シア	アッツ 島	ニュー ジール ランド		その他
18	589	573	559	342	339	148	100	29	19	15	14	12	6	4	4	3	3	3	2	2	1	1	1	12	53

※情報の精査により、数値に変動が生じる可能性がある。

集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について①

現地調査の対象とする埋葬地情報

各国の公文書館における資料調査と現地における聴き取り等の調査により、①**戦没場所**と②**戦没者が埋葬された事実**を把握した場合に、より確度の高いものとして優先的に現地調査の対象としている。

- **戦没場所** <確度がより高まる例> 絞り込める場所が「点」か  絞り込める場所が「面」か
- **埋葬事実** <確度がより高まる例> 記述・証言が「直接的」か  記述・証言が「伝聞情報」か

現地調査による遺骨発見状況（R6. 9月末）

- 新型コロナによる事業の中断後、**令和4年度に31回、令和5年度に33回**の現地調査を実施。
- 令和4年度以降に実施した現地調査における遺骨の発見状況は以下のとおり。
 - ✓ 現地調査を概了した埋葬地情報の数 **525箇所**（うち**戦没者の遺骨発見 364箇所**）
 - ✓ 上記のほか、現地調査を実施中の埋葬地 **56箇所**で**戦没者の遺骨を発見**

※ 保有情報の精査により、調査は概了と判断した情報数は、**353箇所**
（埋葬場所が他の情報の埋葬場所と同一であることが判明したケース、具体性の欠く情報であり埋葬場所の特定ができないケースなど）

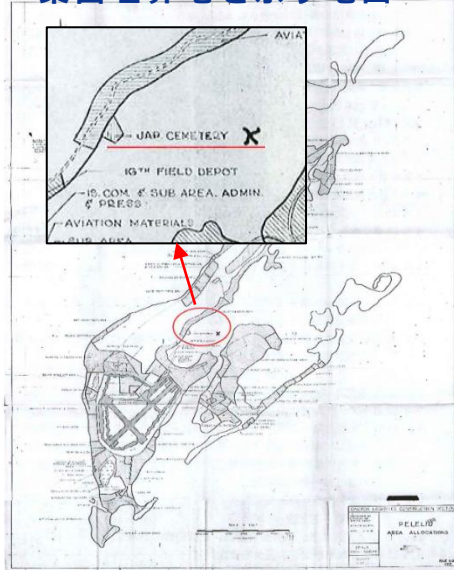
集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について②

公文書館等の資料調査から遺骨収集につながった事例

ペリリュー島集団埋葬地

- 平成25年に水戸二連隊ペリリュー島慰霊会が集団埋葬地を示す地図を米海軍設営隊博物館から入手。
- 平成26年に厚労省が埋葬者数1,086名と記された資料を入手。
- 平成29年に厚労省が集団埋葬地の位置情報（グリッド情報）が記載された資料を米国立公文書館から入手。
- これらの資料を基に現地調査を実施し、令和6年9月の現地調査で集団埋葬地と判断。これまでに**19柱相当の遺骨を確認**。

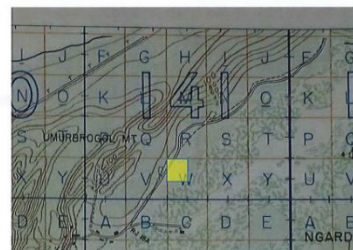
集団埋葬地を示す地図



位置情報（グリッド情報）



CEMETERY FOR ENEMY DEAD OPENED AT 0800 127 OCT AT ONE FOUR ONE WILLIAM ONE. (10月27日8時に141W1の地点に敵の埋葬準備が完了した。)



141W1のWの後の数字1は下記のように時計回りに4分割した範囲を示す。

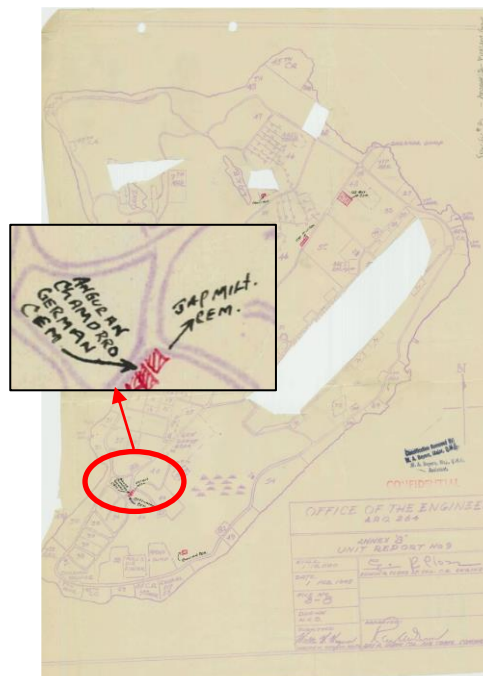
1	2
4	3

141Wは200ヤード×200ヤード
よって141W1は100ヤード×100ヤード(91.44m×91.44m)の範囲となる。

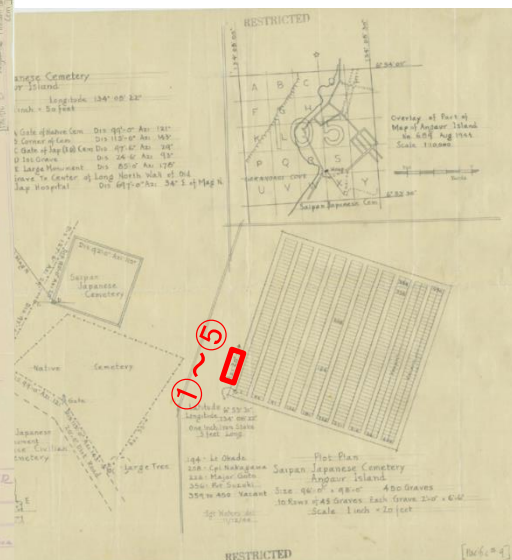
アンガウル島「サイパン日本人墓地」

- 平成27年度に厚労省が「サイパン日本人墓地」（埋葬者数358名）の地点を示す地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 入手資料を基に現地調査を実施し、平成30年度に墓地の地点を特定。これまでに**160柱相当の遺骨を収容**。

墓地の地点を示す地図



埋葬図面



現在の遺骨収集手順に対して現場の担い手から得られたご意見等

現場の担い手 からのご意見	厚労省の考えとこれまでの対応	今後の方向性
1. 現地調査の際、鑑定人不在でも日本人の可能性のある御遺骨が発見される場合がある。次回以降の派遣で形質鑑定を行うことは非効率である。<u>現地調査にも可能な限り遺骨鑑定人の同行をお願いしたい。</u> ※関係団体からは、遺骨収集派遣のみならず、可能な限り多くの現地調査派遣にも遺骨鑑定人を同行させるべきとの意見がある。	○ 事業に協力いただける遺骨鑑定人の総数が少ないため、全ての現地調査に同行させることが困難な状況を踏まえ、(1)鑑定人の同行要否確認の徹底、(2)専門人材の確保・育成の取組を進める必要がある。 【これまでの対応】 ➢ (1)について、情報提供者等から得た遺骨情報のうち、遺骨が現認されている情報等の現地調査については、派遣期間中に遺骨を発見する可能性が高いため、遺骨発見後、速やかに形質鑑定と検体採取を行うことができるよう、推進協会の要請に基づき、可能な限り日本側の遺骨鑑定人を派遣に同行させている。 ➢ (2)について、現地調査においても日本側の遺骨鑑定人が派遣に同行できるよう、以下の取組により、人材の確保・育成に努めている。 ① 人類学会等のネットワークを通じた遺骨収集事業への協力の呼びかけ(H30年度～) ② 形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業の養成講座カリキュラムを修了した専門家の活用(R2年度～) ③ 遺骨の鑑定を行う新たな専門家の厚労省職員としての雇用(R6年度～)	○ 更なる人材確保に向け、引き続き外部専門家の確保・育成に努める。なお、令和7年度に新たに内部専門家1名を採用予定。 【鑑定人の総数(人)】※R6はR7.1月末時点 ・外部専門家 R4以前(27)⇒R5(32)⇒R6(43) ・内部専門家 R5以前(3)⇒R6(4) 【鑑定人が同行した派遣回数】※R6はR7.1月末時点 R4(25)⇒R5(27)⇒R6予定(37)
2. DNA鑑定を行うことにより御遺骨の送還が遅くなることから、手順を簡略化すべきではないか。 <u>例えば、遺留品とともに収容した御遺骨は、戦時中の戦闘状況から日本人戦没者であると思われるので、例外的な扱いとして直ちに(DNA鑑定を行わずに)御遺骨を送還することができないか。</u> ※関係団体からは、科学的な判定結果が示されるまでの間、本邦に送還できない状況についての懸念が示されている。	○ 現在の遺骨収集手順は、日本人でない遺骨が収容された可能性を指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかったことについて、深く反省するとともに、二度と繰り返さないという強い信念の下、御遺族等関係者の意見を踏まえながら、収容・鑑定の在り方の見直しを行ったものであり、DNA鑑定を含む科学的所見への適切な対応は、見直しの核心的部分に当たることから、DNA鑑定の省略を行うことはできない。 ○ 御遺骨の収容から御遺族への引渡しまでに年単位の時間を要する場合もあり、お待たせしている事実は重く受け止めている。 ○ 現地に保管している遺骨を速やかに送還できるよう、DNA鑑定プロセスの迅速化に努めることが重要である。 【これまでの対応】 ➢ 令和2年度以降、順次、収容相手国に対して、新たなプロセスを説明。 ➢ 日本人でない遺骨が収容国から持ち出され相手国の信頼を損なうことがないよう、相手国の理解を得た上で現地調査及び遺骨収集を実施しており、原則、見直し後のプロセスに基づき対応している。 ➢ 鑑定プロセスの迅速化を図るため、鑑定機関に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図った。また、令和6年4月、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結。同大学構内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究等に集中的に取り組むこととした。	○ 今後も科学的所見への適切な対応を図り、現行のプロセスにより、遺骨収集事業に取り組むとともに、検体の持ち帰りから検体以外の部位の遺骨の送還までの期間を可能な限り短縮するため、引き続き鑑定プロセスの迅速化に努める。
3. 御遺骨の現地における保管場所については、<u>国として派遣前にしっかり確保することが重要</u>である。 ※関係団体からは、判定結果を待つ現地保管遺骨の保管場所については、基本的には国が責任をもって適切な場所を確保するべきとの意見が示されている。	○ 遺骨収集の実施地域が在外公館の所在地から遠隔地である場合などにおいても、厚労省が主体となり、在外公館、推進協会と連携の上、相手国政府等と協議し、遺骨の適切な保管場所の確保に努めることが必要である。 【これまでの対応】 ➢ 御遺骨の尊厳を保つことが可能で環境の良い保管場所を確保できるよう、外務省とも連携の上、これまでに以下の対応を実施。 ① 遺骨収集の実施地域ごとに在外公館で保管 ② 遺骨収集の実施地域が在外公館の所在地から遠隔地である場合は、現地の公的機関に保管 ＜現地日本大使館での対応状況(令和7年1月末時点)＞ ・在バブア・ニューギニア日本国大使館:令和5年1月から遺骨の保管開始 ・在ソロモン日本国大使館:令和5年3月から遺骨の保管開始 ・在モンゴル日本国大使館:令和6年7月から遺骨の保管開始 ・在カザフスタン共和国日本国大使館:令和6年9月から保管開始 ・在バングラデシュ日本国大使館:令和6年11月から遺骨の保管開始 ・在アンカレジ領事事務所:令和7年1月から遺骨の保管開始	○ 今後も引き続き、遺骨検体送還後の鑑定の進捗状況を注視し、厚生労働省が責任をもって、必要に応じて新たな保管場所の確保、拡張、移転等に対応していく。

その他現場の担い手から得られたご意見等（鑑定プロセス）

現場の担い手 からのご意見	厚労省の考えとこれまでの対応	今後の方向性
1. <u>DNA鑑定について、どこの地域で何年に収容した遺骨がいつ鑑定機関に持ち込まれ、何人の遺族から申請があり、マッチングの結果どうだったのか等の状況を整理して示してほしい。</u>	○ 検体数が多く、検体ごとにDNA鑑定の進捗状況も異なることから、DNA鑑定の全体的な進捗状況について整理し、公表していく。 【これまでの対応】 ➢ これまで収容してきた約16,000件の検体一件一件について、鑑定の進捗状況が異なり、一覧等として簡略にまとめることは困難であるため、<u>検体全体の状況(DNA抽出状況、判明状況、所属確認状況等)をまとめた資料を前回の有識者会議資料(令和6年9月開催)からお示した。</u>	○ <u>個別にお問い合わせがあった場合は、該当の鑑定の進捗状況についてお答えさせていただくこととし、引き続き、御遺族に御遺骨をできる限り早期にお返しできるよう、取り組んでいく。</u>
2. <u>現地に保管されているDNA鑑定待ちの御遺骨が増えないよう、DNA鑑定をスピードアップし、現地に保管する時間の短縮に努めるべき。</u> <u>また、鑑定プロセスの迅速化のためDNA分析施設を設置されたが、その効果如何。</u>	○ 現地に保管している遺骨を速やかに送還できるよう、<u>DNA鑑定プロセスの迅速化に努めることが重要</u>である。 ○ 御遺族が高齢化する中、一日も早く御遺骨を御遺族にお返しすることが重要であると認識しており、令和4年9月に、<u>厚生労働省自らもDNA鑑定を実施する分析施設を設置し、鑑定件数の増加や鑑定の迅速化を進めている。</u> 【これまでの対応】 ➢ 鑑定プロセスの迅速化を図るため、鑑定機関に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図った。また、令和6年4月、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結。同大学構内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究等に集中的に取り組むこととした。 ➢ 厚生労働省が設置した分析施設においては、技師の研修やトレーニングなどを実施しながら、戦没者遺骨を扱ったことのない技師であっても有効にDNAを抽出できる手順の構築に取り組み、遺骨及び遺族検体について、令和7年1月末までに794件のDNA抽出・分析を実施(※)。 (※) 現在DNA抽出中のもも含む。	○ 今後も鑑定に携わっていただいている専門家の協力を得ながら、<u>厚生労働省に設置したDNA分析施設を含め、鑑定体制の拡充に取り組み、DNA鑑定件数の増加や迅速化を進めていく。</u>
3. <u>同位体分析を遺骨鑑定のプロセスに導入すべき。</u>具体的には、現地での形質鑑定により日本人の蓋然性が高い遺骨の検体を送還し、まずは安定同位体分析により日本人であるかを判別した上で、現行のDNA(STR)鑑定、それでも判別しなければ次世代シーケンサによるSNP分析とすべき。 ※関係団体からは、検体を収容してから判定結果が得られるまでの期間が長すぎると、現地協力者の信頼を失うことにも繋がるので、同位体分析の実用化により、時間を要するDNA鑑定に進む検体数を絞り込むことで、プロセスを迅速に進めて欲しいとの意見がある。	○ 同位体分析については、令和2年5月に厚生労働省がとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」において、 ・安定同位体分析は、所属集団の判定に関して安価に実施できる可能性があることから、実用化に向けて研究を行っていく。 ・放射性炭素年代測定は、生存年代推定が実施できることから、必要に応じて、古墓由来の遺骨等とのスクリーニングに活用する。 とされた。 【これまでの対応】 ➢ <u>沖縄収容遺骨を対象に同位体分析を用いた年代測定を実施、古墓を区別する基準値を作成した。</u> ➢ さらに、<u>安定同位体分析を用いて日本人遺骨かどうかの所属集団判定の実用化を図るため、令和4年度から研究事業を実施、令和6年度から厚生労働科学研究を実施している。</u> ➢ 同位体分析を基に、アジア系遺骨について日本人遺骨と判定する確度を高めるためには、食性や水などに関する複数の成分を分析する必要があり、研究事業等では、 ・標準的な分析方法の作成 ・戦没者遺骨の判定に用いる年代測定の基準値の作成 ・日本と海外の各種安定同位体分析データの比較検討等 に取り組んでいる。	○ 現在、研究途上であるため実用化の時期を申し上げることはできないが、<u>令和8年度までの厚生労働科学研究等の成果を踏まえ、DNA鑑定や形質人類学の専門家等と情報共有しながら、現在の鑑定プロセスへの活用について検討していく。</u>